

## 前橋市交通指導用務の出動に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、前橋市交通指導用務の委嘱に関する要綱（以下「委嘱要綱」という。）により委嘱を受けた、前橋市交通指導員（以下「指導員」という。）の交通指導用務（以下「指導用務」という。）への出動に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「出動」とは、委嘱要綱第3条第4項に基づく指導用務を遂行することをいう。

### (連絡調整)

第3条 前条に定義する指導用務の出動を希望する者と、出動の希望を受けた指導員は、事前に密に連絡調整を図ること。

### (学校行事等の出動)

第4条 委嘱要綱第3条第4項第2号から第4号に該当するものに指導員の出動を希望する者は、原則として出動日の2週間前までに、学校行事等出動届出書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

### (その他行事の出動)

第5条 委嘱要綱第3条第4項第7号に該当するものに指導員の出動を希望する者は、原則として出動日の4週間前までに、交通指導出動依頼書（様式第2号）を出動する指導員の代表者に提出するものとする。

2 前項に規定する依頼書を受けた指導員の代表者は、出動日の3週間前までに、前項に規定する依頼書と併せて交通指導出動申請書（様式第3号）を市長に提出し、出動と貸与品の着用の許可を得なければならない。

3 前各項の規定による出動と貸与品の着用は、次の各号いずれにも該当する場合、許可することができる。

- (1) 歩行者及び自転車利用者の保護・誘導のための出動に該当すること。
- (2) 本市の組織（市役所、教育委員会及び市内教育機関）又は自治会が主催、共催又は事務局となる行事に該当すること。
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援する行事に該当しないこと。
- (4) 行事主催者は、原則として指導員が保証の対象となる保険へ加入していること。
- (5) 行事主催者と指導員の連絡・調整が図れていること。
- (6) 行事への出動で発生した問題は、行事主催者の責任で解決すること。
- (7) 行事への出動により、委嘱要綱第3条第4項第1号から第6号に規定する指導用務の出動に支障を与えないこと。

4 前各項の規定による出動と貸与品の着用の可否について、出動日の1週間前までに出動する指導員の代表者あてに通知しなければならない。

(用務日誌)

第6条 指導員は、指導用務の出動について、用務日誌（委嘱要綱 様式第5号）に記録しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第5条関係）